

給付奨学金 手続き概要

給付奨学金「継続願」および 給付奨学生の「授業料減免継続申請」に関する手続きについて

奨学金「継続願」および「2021 年度前期授業料減免継続申請」についてお知らせします。
以下に従って、必ず期限内に手続きを完了させてください。未手続の場合、奨学金の支給が止まり、授業料の減免も受けられなくなりますので注意してください。

なお、現在 支援区分対象外になっているなど奨学金が停止中の場合も、「高等教育の修学支援制度の対象者」としての資格は継続していますので手続きが必要です。

手続き期間 12 月 15 日(火)～1 月 14 日(木)厳守

※次の大学 Web ページをあわせて参照し、ページ内の「継続手続き説明資料」を必ず確認してください。

トップ → ニュース&トピックス → 【日本学生支援機構奨学金】「継続願」に関する手続きについて
(<https://www.osaka-sandai.ac.jp/news/28669.html>)

1. 「給付奨学金継続願」の提出(スカラネット入力)

- ①「入力準備用紙」の記入
- ②スカラネット・パーソナル (<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>) から「継続願」を提出(入力)

2. 授業料減免継続申請関連書類に記入し大学奨学金係に提出

- ①下記書類(全員提出)を A4 用紙に印刷し、記入・押印してください。

- ・「2021 年度前期授業料等減免継続申請書」
- ・「授業料(等)延納願」
- ・「授業料(等)納入および除籍猶予願」

3 点とも全員提出

高等教育の修学支援制度対象者は全員提出すること

- ②提出必要書類3点を学生生活課奨学金係に提出(郵送可)。

↓ 郵送で提出する場合は、住所氏名等記入し、切り取って市販の封筒に貼付け郵送してください。(1/14 必着)

【宛先】

〒574-8530

大東市中垣内 3 - 1 - 1

大阪産業大学

学生生活課奨学金係 宛

【差出人】

住所

学籍番号

氏名

(提出物) 送付物に✓

- ☐ 1. (全員) 授業料減免対象者の認定の継続に関する申請書
- ☐ 2. (全員) 授業料(等)延納願
- ☐ 3. (全員) 授業料(等)納入および除籍猶予願

「給付奨学金継続願」の提出手続きについて

重 要

【注意】(R2.10～R3.9の支援区分が対象外になった等)

給付奨学金停止中の場合も、手続きが必要です！！

はじめに

は、
、次年度も継続して給付奨学金を希望することについて、願い出る必要
があります。これをα β λ ωといいます。

- ◆ ψ Δ ω 3 π M、令和3年4月から給付奨学金の振込みが止まります。
- ◆ 必ず学校の定めた期間内に提出（入力）してください。
- ◆ 学校は、給付奨学生の学修状況等から、引き続き給付奨学生としての適格性を有しているか否か等の判定結果を機構に報告します。機構は、学校からの報告に基づき、学業成績等に応じて給付奨学金の継続等にかかる必要な措置をとります。この認定を「適格認定（学業）」といいます。
- ◆ 適格認定（学業）の結果によっては、給付奨学金の支給が廃止（打ち切り）となります。
状況によっては、受給済みの給付奨学金について返還が必要となることがあります。（詳細は4ページの表を参照）
- ◆ 振込が停止中の場合においても「給付奨学金継続願」の提出（入力）は必要です。

偽りその他不正の手段によって支給を受けた場合は、受給した給付奨学金を返金することになります。

手続きの流れ

（１）スカラネット・パーソナル(以下「スカラPS」)で「給付額通知」の内容を確認

スカラPSから給付奨学金の受給状況を確認してください。

「給付奨学金継続願」はスカラPSを経由して提出（入力）しますのでスカラPSに未登録の方は、必ず事前に登録を済ませてください。

◆スカラPSの登録について⇒<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>

◆奨学生番号がわからない場合は、WebClass(<https://ed24lb.osaka-sandai.ac.jp/>)にログインし、「奨学生番号通知」を参照してください。



（２）「給付奨学金継続願」の提出（入力）準備

誤入力の防止や円滑な入力のために、「入力準備用紙」（2～3ページ）を作成してください。

（３）スカラPSより「給付奨学金継続願」を提出（入力）

提出（入力）開始	2020年12月15日（火）（※）
提出（入力）締切	2021年 1月14日（木）厳守 （※）
入 力 時 間	8：00～25：00

授業料減免継続申請等
提出書類も**1/14厳守**
(郵送の場合は1/14必着)

※ 土日祝日も提出（入力）できます。令和2年12月29日から令和3年1月3日までの間は、年末年始のため提出（入力）できません

「給付奨学金継続願」入力画面の推奨環境

OS(オペレーティング・システム)：Windows 8.1、Windows 10、iOS 11以上、AndroidOS 8.0以上

ブラウザ(ホームページ閲覧ソフト)：Internet Explorer 11、Microsoft Edge、iOS版Mobile Safari、Android版Google Chrome

※ AndroidはGoogle Chrome、iOSはSafariにのみ対応しています。

※ OS：Mac系、ブラウザ：FirefoxやPC版Google Chrome等、上記以外の環境下においては未確認のため、動作保証していません。

『給付奨学金継続願』入力準備用紙

「給付奨学金継続願」を提出(入力)する前に、以下の設問の答えを準備してください。

1 / 5 画面

Aー給付奨学金継続願について

「給付奨学金継続願」は、次年度の給付奨学金の継続の意思を確認するための大切な願出です。この願出の記入内容と、平素の学業成績等を総合的に審査し、学校が給付奨学金継続の可否等を判断します。

願出を提出しても必ず継続して給付されるとは限りません。

Bー誓約欄

日本学生支援機構理事長 殿

給付奨学金継続願の提出にあたっては、正しく記入することを誓約します。

姓(15文字以内)

名(15文字以内)

西暦 年 月 日 氏名(全角カナ)

誓約日付は入力当日の日付を
西暦で正しく入力してください。
半角数字

生年月日(西暦) 年 月 日生

正しく生年月日を入力してもエラーとなる場合は、学校に確認してください。 半角数字

2 / 5 画面

Cーあなたの個人情報

あなたの個人情報と給付明細が表示されますので、確認してください。

Dー奨学金振込みの継続の確認

あなたは継続願を提出して引き続き4月からの給付奨学金の振込みを希望しますか。

☐ 給付奨学金の継続を希望します

☐ 給付奨学金の継続を希望しません

振込が停止中の場合や、他の国費を受給中で
給付月額が0円となっている場合、
4月からの振込はありません。

「給付奨学金の継続を希望しません」を選択した場合は、4月以降の給付奨学金の支給を停止します。

3 / 5 画面

「承知していない」「理解していない」を選択すると、給付奨学生としてふさわしくないと判断され、次の画面に進むことができません。

Eー給付奨学金の返還

☐ 交付済みの給付奨学金について返還が必要になる場合があることを承知している

☐ 交付済みの給付奨学金について返還が必要になる場合があることを承知していない

Fー廃止や停止の処置

☐ 廃止や停止の処置について理解している

☐ 廃止や停止の処置について理解していない

学業不振により卒業延期が確定した場合や連続して「警告」に該当した場合等は、「廃止」の処置がとられます。

給付奨学金は学業成績が著しく不振、停学等の学校処分により交付が打ち切られた場合には、返還の義務が生じる場合があります。

G-学生生活の状況

1. この1年間の学生生活の状況などを記入してください。（記述式 全角200文字以内）

例)課外における活動の参加、ボランティア等の社会参加

H-学修の状況

1. (1)この1年間の授業出席状況について、あてはまるものを選択してください。

○(a) 全部もしくははだいたい出席した ○(b) (a)以外

(2)(1)で(b)を選択した人はその理由を具体的に説明してください。(記述式 全角200文字以内)

2. (1)この1年間の学修に対する取り組みの姿勢について、あてはまるものを選択してください。

☒ (a) 熱心に取り組んだ ☐ (b) 取組みが不十分だった

(2)(1)で(b)を選択した人はその理由を具体的に説明してください。(記述式 全角200文字以内)

I-アンケート(参考)

※奨学金事業実施上の参考とするため、アンケートにお答えください。

入力時に設問を確認して、回答してください。

全ての設問に記入漏れや誤りがないか、確認したうえで入力を始めてください。

(明らかな誤入力等が見受けられる場合、学校から照会・訂正指導を行うことがあります。)

- 入力中、一つの画面で30分以上経過した場合はタイムアウトとなり、最初から入力しなくてはなりません。
- 5／5画面まで入力すると、入力内容確認画面「**給付奨学金継続願情報一覧**」が表示されますので、入力内容に誤りがないか等を必ず確認し、画面を印刷もしくは画像データを保存してから「**送信**」ボタンを押してください。送信後は、提出内容を確認することができません。送信後に内容訂正が必要になった場合は、至急学校に申し出てください。（訂正できない項目もありますのでご注意ください。）
- 送信後に受付番号が表示されますので、必ず印刷もしくは画像データで保存のうえ、下のメモ欄にメモしてください。「継続を希望しません」を選択した場合も受付番号が表示されますのでメモしてください。
- 入力時の情報は、在学校または本機構で、調査・統計等に使用させていただく場合があります。（個人が特定されることはありません。）

！！必ず記入してください！！

あなたの受付番号は(16桁)

								-			-								
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

適格認定（学業）とは

あなたが「給付奨学金継続願」を提出（入力）すると、学校はあなたの学業成績等に基づき、給付奨学金の継続の可否等を判定します。

給付奨学金の適格認定（学業）の区分（適格基準と処置） ※貸与奨学金より厳しい基準で認定されます。

認定区分	適格基準	給付奨学金支給の扱い・学校からの指導等 4月以降の奨学金
廃止	- 次の1～4のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4. 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること	【給付奨学金支給の扱い・学校からの指導等】 - 給付奨学金の支給を取り止めます。 （給付奨学生の資格を失います。） - 学校を通して「処置通知」を交付します。 【4月以降の奨学金】 - 振り込まれません。 - 日本学生支援機構からの「処置通知」が届くのは4月の振込日以降です。4月分の振込状況は、ご自分で通帳記帳等にて確認してください - 学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がない場合は受給済みの給付奨学金の返還が必要です。
警告	- 次の1～3のいずれかに該当するとき （上の「廃止」の区分に該当するものを除く。） 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること	【給付奨学金支給の扱い・学校からの指導等】 - 給付奨学金の支給は継続します。 - 学校を通して「処置通知」を交付します。 - 学業成績が回復しない場合は、「廃止」となることがあります。 【4月以降の奨学金】 - 振り込まれます。※ 令和3年4月分の振込日は、4月21日(水)です。
継続	「廃止」、「警告」以外の者	【給付奨学金支給の扱い・学校からの指導等】 - 給付奨学金の支給を継続します。 【4月以降の奨学金】 - 振り込まれます。※ 令和3年4月分の振込日は、4月21日(水)です。

※ 振込が停止中の場合や他の国費を受給中で給付月額が0円となっている場合、4月からの振込はありません。

（ご案内）未婚のひとり親世帯への寡婦（寡夫）控除のみなし適用について

令和3年の税制改正によって、従来は対象外であった未婚のひとり親にも、寡婦（寡夫）控除が適用されるようになる予定です。しかしながら、令和2年10月～令和3年9月の支援区分算定にあたっては、令和2年度分の住民税情報を用いるため、適用前の状況が残ってまいります。

これについて本機構では、令和3年4月～9月の間、改正予定の新たな寡婦（寡夫）控除を前倒して適用します。
対象となる方は、お申し込みいただくことにより、寡婦（寡夫）控除が適用されたものとして、支援区分を再判定することができます。
（再判定によって支援区分が下がることはありませんが、所得の状況により、支援区分が変更されない場合もあります。）

下記条件に該当し、寡婦（寡夫）控除のみなし適用を希望する場合は、手続方法の詳細について本機構のホームページに掲載していますので、確認のうえ手続きを行ってください。
（ホーム > 奨学金 > 奨学金の制度（給付型） > 申込方法）



○ みなし控除の対象となる方

以下、(1)から(4)の全てに該当する給付奨学生を対象とします。

- 支援区分が第Ⅰ区分以外の方
（令和2年10月に適用された支援区分の見直しにおいて、支援の対象外となった方を含みます。）
- 生計維持者が、住民税における寡婦（寡夫）控除を受けていない方
- 生計維持者が、令和元年12月31日時点で税法上の扶養親族である子を扶養する婚姻歴（事実婚を含む（※））のないひとり親である方
（※）住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載がある方は対象外です。令和2年1月1日より前に婚姻歴（事実婚を含む）がなく、かつそれ以降に婚姻歴がある方は対象となります。
- 当該生計維持者の令和元年（平成31年）1月～12月の合計所得金額が500万円以下（給与所得者の場合、年収688万円以下）である方。

高等教育の修学支援新制度（給付奨学金および授業料等減免） における適格認定（学業）について

標記の件について、原則、下記の通り取り扱います。

毎年、学年末の学業成績により適格認定を実施し、次年度4月以降の支援について認定します。（適格認定(家計)により10月以降1年間支援対象外となった方も適格認定(学業)の対象となります。）

「適格認定」の結果によっては、支援が廃止されることがあります。また、学業成績が著しく不良である等状況によっては、4月に遡って支援済の給付奨学金や授業料減免分について返還が必要になります。

その他、年度途中で離籍(退学・除籍)により支援を終了する場合、その時点で適格認定を実施し、学業成績が著しく不良である場合は返還が必要となります。

下記いずれかの基準に該当した場合、その区分が認定されます。

区分	学業成績の基準	備 考
廃止 (支援の打ち切り)	1 修業年限で卒業できないこと(卒業延期)が確定した場合	事実上、修業年限で卒業できないことが確定した場合 (例)・修得単位数が少なく、履修制限単位(1年間に申請可能な単位数)から逆算して修業年限で卒業要件が満たせない場合 ・卒業に必要な科目の履修前提条件が満たせず、修業年限で卒業要件が満たせない場合 など
	2 修得単位数が標準単位数の5割以下の場合	・修得単位数は、成績表の「修得卒業要件単位数」とする。 ・標準単位数 = 卒業要件単位数 ÷ 修業年限 × 在学年数 例えば、卒業要件が124単位で修業年限4年(編入生でない場合)の場合の年度末の標準単位数は、1年:31単位、2年:62単位、3年:93単位となる ・修得単位数が標準単位数の1割以下の場合は返還を求める
	3 履修科目の授業への出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低い状況にあると認められる場合	・学修意欲の判定は、当該年度履修科目数のうち成績評価「*」の科目数割合を求め、これにより判定する(単位認定科目を除く) ・成績評価「*」の科目数割合による判定基準は、5割以上の場合を廃止とする(当該年度成績表の評価「*」の割合が5割以上の場合) (当該年度成績表の評価「*」の割合が9割以上の場合は返還を求めるとするが、特別な事情がある場合は都度判断する)
	4 次に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当した場合	2019年度末成績が「警告」対象成績である者が、2020年度末成績で再度「警告」対象成績であった場合は「警告(連続)」=「廃止」となる
警告	1 修得単位数が標準単位数の6割以下の場合(前の「廃止」の区分の2に掲げる基準に該当するものを除く)	・修得単位数は、成績表の「修得卒業要件単位数」とする ・標準単位数 = 卒業要件単位数 ÷ 修業年限 × 在学年数 例えば、卒業要件が124単位で修業年限4年(編入生でない場合)の場合の年度末の標準単位数は、1年:31単位、2年:62単位、3年:93単位となる
	2 GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属する場合	・学年末成績表の当該年度GPA値で判定 ・学科回生を母数に下位1/4の基準GPA値を求め、その範囲内にいるかを判定
	3 履修科目の授業への出席率が8割以下など、学修意欲が低い状況にあると認められる場合(前の「廃止」の区分の3に掲げる基準に該当するものを除く)	・学修意欲の判定は、当該年度履修科目数のうち成績評価「*」の科目数割合を求め、これにより判定する(単位認定科目を除く) ・成績評価「*」の科目数割合による判定基準は、2割以上の場合を警告対象とするが、特別な事情がある場合は都度判断する

※休学期間がある場合、また、転籍、再入、一括認定以外で入学した編入生など、状況に応じて別途対応することがあります。

2021年度前期 大学等における修学の支援に関する法律による 授業料減免対象者の認定の継続に関する申請書

A様式2

(2021前期継続)

年 月 日

大阪産業大学学長殿

私は貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、大阪産業大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が大阪産業大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 授業料等の還付・返金が発生した際は原則、学生支援機構に届出している口座に送金されることを了承します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ			入学年月	年 4月入学
	氏 名				
	生年月日	(西暦)	年 月 日生 (歳)		
	現住所	〒 都道府県 市区町村			
	所属学部・学科等			学籍番号	
	学 年		昼間・夜間・通信の別	☒ 昼（昼夜開講を含む） ☐ 夜 ☐ 通信	
	日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報				
	給付奨学金の奨学生番号	520 - 04 -			

- ※ 日本学生支援機構の給付奨学金を併せて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙を必ず提出してください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ※ 給付奨学金を受給しておらず、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙1の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙2の提出が必要です。（給付奨学金をあわせて受給している場合は、別紙1～3の提出は不要です。）

2021年度 前期授業料(等)の延納手続きについて 【高等教育の修学支援制度対象者用】

本人保管用

※必ずお読みいただき、
授業料(等)の納入完了まで
保管してください。

高等教育の修学支援制度対象者は、毎年、年度末の学業成績により適格認定を実施し、次年度以降の支援について継続または廃止等の措置を決定します。適格認定の結果確定が授業料納付期限後となるため、修学支援制度対象者は全員、「前期授業料減免継続申請」手続きと同時に、授業料延納手続きが必要となります。

つきましては、下記の通り手続きくださいますようお願いいたします。

【受付期間】 2020年12月15日(火)～2021年1月14日(木) (必着)

【提出先】 〒574-8530 大阪府大東市中垣内3-1-1
大阪産業大学 学生生活課 奨学金係

※高等教育の修学支援制度対象者は**全員提出**してください。
(家計基準により支援対象外となっている方も含みます)

【提出書類(申請に必要な書類)】

- ① 『授業料(等)延納願』(様式第10号)準用
- ② 『授業料(等)納入および除籍猶予願』(様式第11号)準用

※ ①と②2種類の書類に必要事項を記入・押印、2枚をホッチキス止めして提出してください

【上記2種類の延納および除籍猶予手続による納入期限と除籍猶予期限】

- ① 『授業料(等)延納願』により、2021年6月21日(月)まで(2ヵ月間)納入期限を延期できます。
※ なお、①の延納手続期限までに納入確認ができない場合は、②の除籍猶予願者として取り扱います。
- ② 『授業料(等)納入および除籍猶予願』により、2021年7月20日(月)まで納入期限が猶予されます。
※ ただし、②の場合、除籍猶予手数料として2,000円が加算されますのでご注意ください。

【延納手続および除籍猶予手続にかかわる注意事項】

- * 授業料(等)納付期限(2021年4月20日)までに延納手続を行ってください。
- * 授業料(等)納付期限(2021年4月20日)を過ぎると「休学届」の提出はできません。
- * 消せるペン(フリクションボールペンなど)で書いた延納手続書類は無効となります。
- * ②の除籍猶予期限(2021年7月20日)に納入しなければ、除籍(2021年3月31日付)となります。
- * 除籍になると、当該年度の成績および履修が無効となり、単位を取得できません。
- * 除籍確定後(3年を超えない者)は、規程に基づく「再入学」制度でしか、大学に戻ることができません。
(最短で2022年度の4月)

【延納手続および除籍猶予手続に伴う授業料の振込依頼書について】

2020年10月～2021年9月の 支援区分が「1～3」の方

1. 5月下旬に郵送の減免結果通知書に同封する授業料等振込依頼書の上段(期限2021/6/21)で納入
2. 6/21までに納付できなかった場合は、1.の授業料等振込依頼書の下段(猶予用:期限2021/7/20)で納入
(除籍猶予手数料2000円が加算された振込依頼書)

2020年10月～2021年9月の 支援区分が「対象外」の方

1. 3月下旬郵送の授業料等振込依頼書(期限2021/4/20)で納入
2. 4/20までに納入できなかった場合は、4/21以降に郵送する授業料等振込依頼書(期限2021/6/21)で納入
3. 6/21までに納入できなかった場合は、6/22以降に郵送する授業料等振込依頼書(猶予用:期限2021/7/20)で納入
(除籍猶予手数料2000円が加算されます)

※『振込依頼書』を紛失した場合は、再発行いたしますので、本館1階経理課までご連絡ください。

記入見本

様式第 10 号 (準用)

授業料 (等) 延 納 願

学生生活課届出の日付を記入してください

西暦 年 月 日 願出

大阪産業大学学長 殿

学 部	学 部	専攻 学 科
学 籍 番 号 _____		
氏 名		(印)
保護者氏名 (保証人)	留学生で、本学が保証人の場合は、 保護者は空白にしてください	(印)
(留学生については、日本における保証人が署名・捺印されたものに限る)		

必ず押印してください

電話番号、携帯電話番号 (本人・保護者) は必ずご記入ください

電 話 番 号	—	—
携帯番号 (本人)	—	—
携帯番号 (保護者)	—	—

このたび、下記の理由により授業料 (等) の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第 6 条による延納についてご許可くださいますよう保護者 (保証人) 連署をもってお願いします。

記

1. 延納の期限

期限：西暦 2021 年 6 月 21 日まで

2. 延納の理由 (詳細に)

高等教育の修学支援制度申請のため

教 務 部 長	教務部次長	教 務 課 長	経 理 課 長	受 付 印

大阪産業大学 教務課 2019.4.1

記入見本

様式第 11 号 (準用)

授業料 (等) 納入および除籍猶予願

学生生活課届出の日付を記入してください

西暦 年 月 日 願出

大阪産業大学学長 殿

学 部	学 部	専攻 学 科
学 籍 番 号 _____		
氏 名		(印)
保護者氏名 (保証人)	留学生で、本学が保証人の場合は、 保護者は空白にしてください	(印)
(留学生については、日本における保証人が署名・捺印されたものに限る)		

必ず押印してください

電話番号、携帯電話番号 (本人・保護者) は必ずご記入ください

電 話 番 号	—	—
携帯番号 (本人)	—	—
携帯番号 (保護者)	—	—

このたび、下記の理由により授業料 (等) の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第 7 条による授業料 (等) 納入および除籍の猶予についてご許可くださいますよう保護者 (保証人) 連署をもってお願い致します。

なお、猶予された期限日までに授業料 (等) を納入できないときは、除籍処分を受けても異議を申し立てません。

記

1. 猶予の期限

期限：西暦 2021 年 7 月 20 日まで

2. 手数料 (下記のどちらかに○をつけること)

- ~~7,000 円 (除籍取消料 5,000 円と納入猶予手数料 2,000 円)~~
 ・ 2,000 円 (納入猶予手数料 2,000 円)

3. 延納の理由 (詳細に)

高等教育の修学支援制度申請のため

教 務 部 長	教務部次長	教 務 課 長	経 理 課 長	受 付 印

大阪産業大学 教務課 (2019.11.06)

授業料(等)延納願

【高等教育の修学支援制度対象者用】

西暦 年 月 日願出

大阪産業大学学長 殿

学研究科
学 部

専攻
学科

学 籍 番 号 _____

氏 名 _____ (印)

保護者氏名
(保証人) _____ (印)

電 話 番 号 _____

携帯番号(本人) _____

携帯番号(保護者) _____

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第6条による延納についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願いします。

記

1. 延納の期限

期限：西暦 2021 年 6 月 21 日まで

2. 延納の理由(詳細に)

高等教育の修学支援制度申請のため

教 務 部 長	教務部次長	教 務 課 長	経 理 課 長	受 付 印

授業料(等)納入および除籍猶予願

【高等教育の修学支援制度対象者用】

西暦 年 月 日願出

大阪産業大学学長 殿

学研究科
学 部

専攻
学科

学 籍 番 号 _____

氏 名 _____ ㊞

保護者氏名
(保証人) _____ ㊞

電 話 番 号 _____

携帯番号(本人) _____

携帯番号(保護者) _____

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第7条による授業料(等)納入および除籍の猶予についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願い致します。

なお、猶予された期限日までに授業料(等)を納入できないときは、除籍処分を受けても異議を申し立てません。

記

1. 猶予の期限

期限：西暦 2021 年 7 月 20 日まで

2. 手数料(下記のどちらかに○をつけること)

~~7,000円(除籍取消料5,000円と納入猶予手数料2,000円)~~

・2,000円(納入猶予手数料2,000円)

3. 延納の理由(詳細に)

高等教育の修学支援制度申請のため

教 務 部 長	教務部次長	教 務 課 長	経 理 課 長	受 付 印